

## 第18回 運転管理検討会 議事録

1. 開催日時：平成19年5月14日(月) 14:00～16:20

2. 開催場所：日本電気協会 4D会議室

3. 参加者 (順不同, 敬称略)

委員：濱名(東京電力), 坂元(関西電力), 名原(中国電力), 佐野(日本原電),  
浦野(日本原子力技術協会), 田中(東京電力), 市川(電源開発), 井川  
(中部電力), 尾形(北海道電力) (計9名)

代理出席者：佐久間(東北電力・飯塚), 水口(九州電力・藤井), 間嶋(北陸電力・  
布谷) (計3名)

欠席：鎌田(四国電力) (計1名)

オブザーバ：後藤(原子力安全・保安院) (計1名)

事務局：長谷川・大東(日本電気協会) (計2名)

4. 配付資料

資料 18-1 運転管理検討会委員名簿

資料 18-2 第17回運転管理検討会 議事録(案)

資料 18-3 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程(案)

資料 18-4 「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程(第9回運転保守分科会資料)」に対する意見についての検討結果

資料 18-5 「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」へのコメントについての検討結果(案)

資料 18-6 「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程(JEAC4804-200X)」策定における検討事項について(案)

資料 18-7 運転管理検討会における主な論点と検討結果(案)

参考資料 1 第19回基本方針策定タスク議事録(案)

参考資料 2 第24回原子力規格委員会議事録(案)

5. 議事

(1) 会議定足数の確認について

委員総数13名に対して本日の出席委員数は, 代理委員も含めて12名で検討会決議に必要な委員総数の2/3以上の出席が確認された。

(2) 代理参加者及びオブザーバ参加者の承認について

上記, 代理出席者3名およびオブザーバ1名の会議参加並びにオブザーバからの意見陳述について, 検討会主査から承認された。

(3) 前回議事録(案)の承認

事務局より, 資料18-2に基づき, 前回の検討会議事録(案)が紹介され, 承認された。

(4) 第19回基本方針策定タスク議事録(案)および第24回原子力規格委員会議事録(案)の紹介

事務局より、参考資料1,2に基づき、第19回基本方針策定タスク議事録(案)および第24回原子力規格委員会議事録(案)が紹介された。

(5) 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程 制定案および運転責任者の判定に係る規程(案)に対する意見への対応案検討

田中委員より、資料18-3,6,7に基づき、説明があった。本日の議論を踏まえて、次回の検討会にて継続検討を行なうこととした。5月30日の第12回運転・保守分科会には検討状況の中間報告を行なうこととした。

主なコメントは、以下のとおり。

- a. 規格案において更新に係る教育・訓練の実施機関が定められていない。又はのいずれかとすべきではないか。

判定機関を教育・訓練の実施機関として位置づける。

教育・訓練の実施機関として判定機関を位置づけると、JISQ17024に適合しないという理由で実施機関が記載されていないが、実際には運転訓練センター(BTC, NTC)を予定している。ならば、規程案で実施機関に対する判定機関の関与を定めるべきではないか。

判定機関が更新のための教育・訓練をやることにすると、JISQ17024に適合しない。原案通り、更新の教育・訓練の責務は更新者(原子炉設置者)としたい。JISQ17024との整合、規程における本制度の記載程度などを整理して、必要に応じて見直しを検討する。

- b. 判定機関の品質マネジメントシステムに対する要求事項が明確ではない。規程には要求事項と、それ以外の推奨事項に分けて記載すべきではないか。独立性、公平性が保たれている組織とはどんな組織かがわかることが必要。

JISQ17024, JISQ9001と本規程の項目比較などを行い、要求事項についての記載方法の見直しを検討する。

- c. 規程案では、原子炉設置者訓練施設のインストラクタでも試験委員として委嘱可能としているが、公平性、公正性の観点から妥当なのか。電力籍のインストラクタが試験委員になった場合の公平性、公正性の明確化が必要。

本文4.2.1経歴及び地位の確認, 5.2更新の方法などの記載の見直しを必要に応じ検討する。資料18-6,7に現状の運用を整理して補足を記載する方向で検討する。

- d. 原子炉設置者訓練施設を教育訓練の実施場所とすることは、独立性、公平性、公正性の観点から妥当なのか。

この件についても、c.と同様に資料18-6,7に補足を記載する方向で検討する。

- e. 管理主体は、単に合否の判定を行なうだけでなく、JISQ17024によれば、「要員の認証について認証機関の運用に関する方針の策定」等の業務を行なうこととなる。管理主体は事務局の一部組織のみで良いのか。PDのように外部有識者も入れた委員会組織とするべきではないか。

JISQ17024 の要求事項を達成するのに、委員会組織とする必要がないことを説明できるように整理する。

f．運転責任者に起因する事故故障に対する説明がない。事故故障についての報告があるならば、何らかの評価はするべきである。

資料 18-6,7 に補足を記載する方向で検討する。

( 6 ) その他

a．第 24 回原子力規格委員会における質問への対応

第 24 回原子力規格委員会における質問についての回答案を議論して、事務局より以下の内容で質問者へ回答することとなった。

( 質問 )

制御盤のアナログからデジタル化移行に伴い、運転員の訓練で規格に反映していることはありますか。

( 回答 )

原子力発電所の教育・訓練指針 ( JEAG4802-2002 ) では、体系的教育・訓練手法を採用しています。この手法は、教育・訓練の具体的な内容や方法等について示しているのではなく、教育・訓練の内容や方法等の定め方などを示しています。具体的には、ある業務の遂行に必要な知識・技能等を分析し、これを付与するための教育・訓練を開発及び実施し、その後の教育・訓練の評価を行なうという一連の流れを体系的に整理しているものです。

従いまして、デジタル化されたプラントについても、本指針により教育・訓練の内容や方法等を適切に定めることが可能であると考えます。

b．JEAG4801 原子力発電所の運転マニュアル作成指針廃止案は、2 月 20 日～4 月 19 日の期間で公衆審査を行なっていたが、特に意見はなく本規格の廃止が確定となったことが、事務局より紹介された。本件は、次回の原子力規格委員会に報告する。

c．次回運転管理検討会は、別途、日程調整を行なうこととした。

以上